

平成26年度
第1回阿久根市子ども・子育て会議
会議資料



平成26年7月16日(水)

阿久根市役所 生きがい対策課

保育短時間認定における就労時間に係る下限の設定について

新制度においては、主にフルタイム就労を想定した保育認定と、主にパートタイム就労を想定した保育認定を行います。その場合の「保育標準時間」と「保育短時間」の就労時間の区分は、1週当たり30時間程度とすることを基本としています。

○保育標準時間

1月の就労時間が120時間（1週30時間×4週）以上の場合

[両親ともフルタイム相当]

○保育短時間

1月の就労時間が120時間（1週30時間×4週）未満の場合

[両親のいずれかがパートタイム等]

「保育短時間認定の下限」は、1か月当たり「48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間」とし、これは保育所、認定こども園（保育認定部分）、地域型保育事業を利用することが可能な子どもの範囲を定めることとなります。

※ 本市において現行制度では下限時間については未設定です。



本市における就労時間の下限は、1か月当たり48時間を設定する。

平成26年入所予定者児童保護者就労状況

平成26年2月19日現在

世帯分類	世帯数	割合(%)
ひとり親	50	13.44%
一般	322	86.56%
	372	

ひとり親世帯の就労状況

勤務時間(時間/日)	世帯数	割合(%)
求職中, 疾病, 介護等	7	14.00%
3時間以上4時間未満	2	4.00%
4時間以上5時間未満	1	2.00%
5時間以上6時間未満	1	2.00%
小計	11	22.00%
6時間以上7時間未満	3	6.00%
7時間以上8時間未満	5	10.00%
8時間以上9時間未満	14	28.00%
9時間以上10時間未満	15	30.00%
10時間以上	2	4.00%
小計	39	78.00%
計	50	

一般世帯の母親の就労状況

勤務時間(時間/日)	世帯数(人数)	割合(%)
求職中, 疾病, 介護, 妊娠等	28	8.70%
2時間以上3時間未満	2	0.62%
3時間以上4時間未満	8	2.48%
4時間以上5時間未満	23	7.14%
5時間以上6時間未満	16	4.97%
小計	77	23.91%
6時間以上7時間未満	32	9.94%
7時間以上8時間未満	36	11.18%
8時間以上9時間未満	87	27.02%
9時間以上10時間未満	82	25.47%
10時間以上	8	2.48%
小計	245	76.09%
計	322	

一般世帯の父親の就労状況

勤務時間(時間/日)	世帯数(人数)	割合(%)
求職等	5	1.55%
2時間以上3時間未満	0	0.00%
3時間以上4時間未満	0	0.00%
4時間以上5時間未満	1	0.31%
5時間以上6時間未満	1	0.31%
小計	7	2.17%
6時間以上7時間未満	1	0.31%
7時間以上8時間未満	3	0.93%
8時間以上9時間未満	68	21.12%
9時間以上10時間未満	188	58.39%
10時間以上	55	17.08%
小計	315	97.83%
計	322	

広域入所	54	2月1日現在
------	----	--------

資料 2

保護者の就業率と認定区分別園児数

※H26年度4月現在を認定区分に分けたとしたら

阿久根めぐみ幼稚園

世帯数ベース

2014/04/01現在 60名在籍

	A	B	C	D	E	F		G	H	I = A-H	J = C-H
	世帯数	父仕事	母仕事	母子家庭	育休	出水市	学年ごと就業率	転勤族	就業転勤族	地元世帯	地元就業数
年長5歳児	20	20	13	0			65	3	1	19	12
年中4歳児	18	18	10	0			55.56	1	0	18	10
年少3歳児	18	18	10	0		1	55.56	3	1	17	9
満3歳児	1	1	1	0			100	0	0	1	1
	57	57	34	0	0	1	59.65	7	2	55	32
C/A	就業率	36/57=	59.65				G/A	転勤族率	15/66=	12.28	
J/I	地元就業率	33/54=	58.18				H/G	転勤就業率	5/15=	28.57	

園児数ベース

2014/04/01現在 60名在籍

	A	B	C	D	E	F		G	H	I = A-H	J = C-H
	園児数	父仕事	母仕事	母子家庭	育休	出水市	学年ごと就業率	転勤族	就業転勤族	地元園児	地元就業数
年長5歳児	20	20	13	0			65	3	1	19	12
年中4歳児	18	18	13	0			72.22	1	0	18	13
年少3歳児	21	21	10	0		1	47.62	3	1	20	9
満3歳児	1	1	1	0			100	0	0	1	1
	60	60	37	0	0	1	61.67	7	2	58	35
C/A	就業率	37/60=	61.67				G/A	転勤族率	15/72=	11.67	
J/I	地元就業率	35/58	60.34				H/G	転勤就業率	7/15=	28.57	

※園児数ベースより H26年4月1日現在での認定区分

	認可定員	利用定員	1号	2号	3号	教育のみ 2歳児
幼稚園	70	60	27	33	1	0
保育園	20	20	0	4	16	
計	90	80	27	37	17	0

平成27年度からの定数

保育 50人(20人)
教育 40人(70人)
計 90人(90人)

教育標準時間	27
保育の必要あり	54

阿久根市子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込み及び確保方策

1 ニーズ調査及び平成25年度実績一覧表

1表 ニーズ調査による量の見込

	27年度			28年度			29年度			30年度			31年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	96	331	317	93	321	307	90	313	298	87	303	289	85	293	279
推計児童数	480			465			452			438			424		
入所率	81.76%														

2表 H25年度末教育・保育施設入所児童及び児童総数表

年齢	対象児童数	公立保育所	私立保育所	幼稚園	その他	小計	施設入所率
5	161	11	102	45	3	161	100.00%
4	153	15	91	43	1	150	98.04%
3	154	10	93	44	1	148	96.10%
2	148	10	80	17	4	111	75.00%
1	131	10	75	0	5	90	68.70%
0	262	15	64	0	0	79	30.15%
計	1,009	71	505	149	14	739	73.24%
入所率	7.04%	50.05%	14.77%	1.39%	73.24%		

3表 2の認定区分

区分	1号	2号	3号
人数	149	327	263
児童数	468		541

4表 入所率比較

年齢	H25入所率	ニーズ
5	100.00%	88.95%
4	98.04%	88.95%
3	96.10%	88.95%
2	75.00%	73.40%
1	68.70%	73.40%
0	30.15%	74.10%
全体	73.24%	81.76%

修正

2 量の見込みの補正について

平成25年度の実績を鑑み、以下のとおり量の見込みを修正する。

	27年度			28年度			29年度			30年度			31年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	90	360	250	90	350	240	90	340	230	80	330	230	80	320	220
推計児童数	480			465			452			438			424		
入所率	76.92%			77.10%			77.01%			77.11%			77.21%		

3 広域入所加算について

平成25年度に実施した出水地区担当者協議により、以下のとおり量の見込みを計上する。

	27年度			28年度			29年度			30年度			31年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み	10	30	10	10	20	20	10	20	20	10	20	20	10	20	20

4 確保方策について(未定稿)

		27年度			28年度			29年度			30年度			31年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み		100	390	260	100	370	260	100	360	250	90	350	250	90	340	240
確保方策	特定教育 保育施設	市内 85人 出水市5人 その他5人	市内 355人 出水市25人 長島町5人	市内 245人 出水市10人	市内 85人 出水市5人 その他5人	市内 350人 出水市20人	市内 240人 出水市15人 長島町5人	市内 90人 出水市5人 その他5人	市内 340人 出水市20人	市内 230人 出水市10人 長島町5人 その他5人	市内 80人 出水市5人 その他5人	市内 330人 出水市20人	市内 230人 出水市10人 長島町5人 その他5人	市内 80人 出水市5人 その他5人	市内 320人 出水市20人	市内 220人 出水市10人 長島町5人 その他5人
	特定地域 型保育事 業	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人

5 各園定数の状況(未定稿)

各施設定数		27年度			28年度			29年度			30年度			31年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
阿光	0歳			20			20			20			20			20
	1・2歳			40			40			40			40			40
	3歳以上		60			60			60			60			60	
蓮華	0歳			6			6			6			6			6
	1・2歳			24			24			24			24			24
	3歳以上		60			60			60			60			60	
みどりが丘	0歳			3			3			3			3			3
	1・2歳			20			20			20			20			20
	3歳以上		37			37			37			37			37	
文旦	0歳			8			8			8			8			8
	1・2歳			31			31			31			31			31
	3歳以上		51			51			51			51			51	
おりた	0歳			3			3			3			3			3
	1・2歳			20			20			20			20			20
	3歳以上		27			27			27			27			27	
めぐみ	0歳			10			10			10			10			10
	1・2歳			10			10			10			10			10
	3歳以上	40	30		40	30		40	30		40	30		40	30	
阿久根	0歳			10			10			10			10			10
	1・2歳			10			10			10			10			10
	3歳以上	50	70		50	70		50	70		50	70		50	70	
みなみ	0歳			10			10			10			10			10
	1・2歳			20			20			20			20			20
	3歳以上		40			40			30			30			20	
計		90	375	245	90	375	245	90	365	245	90	365	245	90	355	245

1 計画の目指す姿

本計画は、「阿久根市総合計画」のまちのあるべき姿である「自然と人が共生するまち」の実現に向けて、子どもとその保護者の視点に立ち、「子どもの最善の利益」の実現と未来への投資を目指し、目標を市民や関係者と共有することにより、総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

また、総合計画では、市民が、「住んでいるまち」から「住んでよかったまち」そして、「住みたいまち」へというまちづくりの共通の考え方に基づいたまちづくりを行っています。そのため、本計画においては、「阿久根市に生まれてよかった」と感じ、「阿久根市で育ってよかった」、そして、「いつか阿久根市で子育てをしたい」と思ってもらえるような、子育て支援のまちづくりを目指します。

阿久根市総合計画 あるべきまちの姿
自然と人が共生するまち

阿久根市総合計画 理念

「住んでいるまち」から「住んでよかったまち」そして、「住みたいまち」へ

**未来を担う子どもたちと
夢と喜びを共有し ともに歩むまち 阿久根**

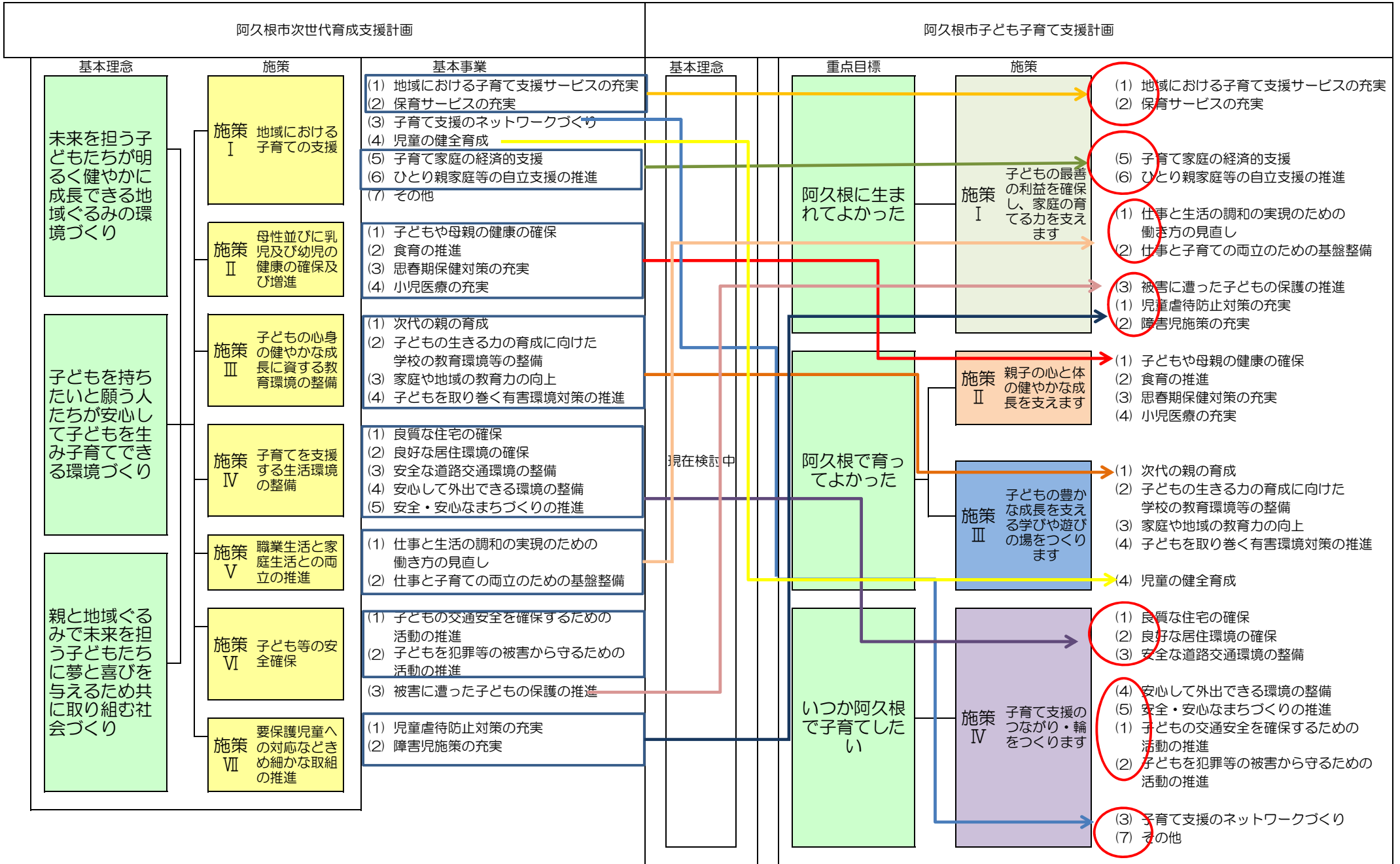
**未来を担う子どもたちと
夢と喜びを分かち合えるつながりのあるまち**

未来を担う子どもたちが輝き 笑顔があふれる 阿久根

未来を担う子どもたちの笑顔が輝くまち 阿久根

**生まれ育ったこのまちで いつか子育てをしたいと
実感できるまち 阿久根**

子育て支援事業計画体系（案）について



参考 第2回子ども・子育て会議資料より

計画の体系（案）

次世代育成支援対策推進
行動計画
基本理念

再考

未来を担う子どもたちが明るく健やかに成長できる地域ぐるみの環境づくり

子どもたちを持ちたいと願う人たちが安心して子どもを産み子育てできる環境づくり

親と地域ぐるみで未来を担う子どもたちに夢と喜びを与えるため共に取り組む社会づくり

次世代育成支援対策推進後期行動計画施策体系

施策Ⅰ 地域における子育ての支援
①地域における子育て支援サービスの充実
②保育サービスの充実
③子育て支援のネットワークづくり
④児童の健全育成
⑤子育て家庭の経済的支援
⑥ひとり親家庭等の自立支援の推進
施策Ⅱ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保
①子どもや母親の健康の確保
②食育の増進
③思春期保健対策の充実
④小児医療の充実
施策Ⅲ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
①次代の親の育成
②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
③家庭や地域の教育力の向上
④子どもを取り巻く有害環境対策の推進
施策Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備
①良質な住宅の確保
②良好な居住環境の確保
③安全な道路交通環境の整備
④安心して外出できる環境の整備
⑤安心・安全まちづくりの推進等
施策Ⅴ 職業生活と家庭生活の両立の推進
①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
②仕事と子育ての両立のための基盤整備
施策Ⅵ 子ども等の安全確保
①子どもの交通安全を確保するための活動の推進
②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
③被害にあった子どもの保護の推進
施策Ⅶ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進
①児童虐待防止対策の充実
②障がい児施策の充実

子ども・子育て支援事業計画施策体系（案）

施策Ⅰ 地域における子育ての支援
①地域における子育て支援サービスの充実
②保育サービスの充実
③子育て支援のネットワークづくり
施策Ⅱ 幼児期の学校教育・保育の充実
①教育・保育施設、地域型保育事業の計画的整備
②幼児期の学校教育・保育の一体的提供・推進
③児童の健全育成
施策Ⅲ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保
①子どもや母親の健康の確保
②食育の増進
③思春期保健対策の充実
④小児医療の充実
施策Ⅳ 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を支える仕組みの推進
①児童虐待防止対策の充実
②障がい児施策の充実
③被害に遭った子どもの保護の推進
④次代の親の育成
施策Ⅴ 職業生活と家庭生活の両立の推進
①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
②仕事と子育てのための基盤整備
③ひとり親家庭等の自立支援の推進
④子育て家庭の経済的支援

関連施策項目	
乳児家庭全戸訪問事業	養育支援訪問事業
地域子育てセンター事業	保育対策促進事業等
子育て情報誌の作成	
関連施策項目	
保育所等整備事業	認定こども園設置
保・幼・小連携	放課後児童健全育成事業
主任児童委員意見交換会	
施策における課題	
※今後の全国版子ども・子育て会議等により検討	
ニーズ調査による教育・保育施設の必要量の見込	
多様なニーズに応じた保育・子育て支援サービスの充実	

関連施策項目	
地域における見守り体制の構築	要保護児童対策地域協議会
児童虐待に関する県との連携	主任児童委員、児童委員との連携
障がいの早期発見・対応	発達障がいに関する総合的支援

関連施策項目	
仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発の促進	企業に対する研修等の充実
高等技能訓練促進事業	児童手当支給事業
こども医療費助成事業	私立幼稚園就園奨励費
多子世帯保育料軽減事業	

阿久根市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の概要について

1 条例制定の背景

平成24年8月に「子ども・子育て3法」が成立し、いわゆる「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から本格施行されます。

新制度では、市が施設・事業者からの申請に基づき、子ども・子育て支援法に基づく給付を行う対象施設・事業者として「確認」することとされています。

これに伴い、国の基準を踏まえて、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について、市の条例で基準を定めることとなります。

2 条例で定める基準等

市が、認可を受けた施設・事業者の中で、各施設・事業の類型に従い、認定区分（1号・2号・3号）ごとに利用定員を定め、教育・保育給付の対象となることを確認するための基準となるものです。

(1) 給付を受ける施設・事業の分類

特定教育・保育施設（施設型給付）	特定地域型保育事業（地域型保育給付）
① 認定こども園	① 家庭的保育事業
② 幼稚園	② 小規模保育事業
③ 認可保育所	③ 事業内保育事業
	④ 居宅訪問型保育事業

(2) 子どもの認定区分

認定区分	対象年齢	認定要件	対象施設・事業
1号認定	3歳～就学前	2号認定以外の子ども	認定こども園 幼稚園
2号認定	3歳～就学前	保護者の労働又は疾病等により家庭において保育を受けることが困難である子ども	認定こども園 保育所
3号認定	0～2歳		認定こども園 保育所 特定地域型保育事業

3 国の基準の区分等

条例の制定に当たっては、国の基準「特定教育・保育視閲及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」に従い定めることとなり、同基準では「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分され、定義及び内容は以下のとおりです。

定義及び内容

従うべき基準	「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準。「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許せないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許される。
参酌すべき基準	「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準。「参酌基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許される。

4 条例制定に係る阿久根市の基本的な考え方

国の基準とそれに対応する阿久根市の基準案の内容を以下の表で説明しています。

なお、本市条例（案）については、国の基準どおりと考えています。

【特定教育・保育施設の運営に関する基準案】

項目	国基準の内容	従・参	本市基準案
利用定員	○認定こども園・保育所の利用定員は20人以上とする。	従	国の基準のとおりとする。
	○認定こども園は、1・2・3号認定子どもの区分ごとに利用定員を定める。3号は更に0歳・1～2歳に区分する。 ○幼稚園は、1号認定子どもの利用定員を定める。 ○保育所は、2・3号認定子どもの区分ごとに利用定員を定める。3号は更に0歳・1～2歳に区分する。	従	
利用者への説明、同意、契約	○利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	従	国の基準のとおりとする。
応諾義務	○利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ○市又は他の施設・事業者が行う連絡調整等については、できる限り協力することとする。	従	国の基準のとおりとする。
選考	○利用定員を上回る申込みがあった場合は、以下のとおり選考しなければならない。 ①1号認定子どもは、抽選、先着順、設置者の理念、基本方針等に基づ	従	国の基準のとおりとする。

	<p>く公正な方法により選考する。</p> <p>②2・3号認定子どもは、保育の必要の程度、家族等の状況を勘案し、保育の必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考する。</p> <p>○施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難な場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。</p>		
あっせん、調整、要請への協力	○特定教育・保育の利用について市が行うあっせん、調整、要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従	国の基準のとおりとする。
支給認定証の確認、支給認定申請の援助	○特定教育・保育施設の利用開始に当たって、保護者から支給認定証の確認（利用期間等）を行うものとする。 ○支給認定を受けていない保護者から利用申込みがあった場合には、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	参	国の基準のとおりとする。
小学校との連携	○特定教育・保育施設の利用終了に際して、小学校等に円滑に接続できるよう、密接な連携に努めなければならない。	参	国の基準のとおりとする。
教育・保育の提供の記録	○特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際には必要な事項を記録しなければならない	参	国の基準のとおりとする。
利用者負担額等の徴収	○特定教育・保育施設は保護者から利用者負担額の支払いを受ける。 ○特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる場合、利用者負担額に上乗せして徴収をすることができる。 ○上記のほか、次の費用を徴収することができる。 ①日用品、文房具等の購入 ②行事への参加 ③食事の提供 ④通園バス ⑤その他、保護者に負担させることが適当なもの	従	国の基準のとおりとする。
施設型給付費等の額に係る通知	○特定教育・保育施設は法定代理受領により施設型給付の支給を受けた場合は、保護者に対し当該保護者に係る施設型給付の額を通知しなければならない。	参	国の基準のとおりとする。

<p>特定教育・保育の 取扱方針</p>	<p>○特定教育・保育施設は次の区分ごとに定めるものに基づき、特定教育・保育を提供する。</p> <p>①幼保連携型認定こども園…幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>②①以外の認定こども園…幼稚園教育要領，保育指針，幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>③幼稚園…幼稚園教育要領</p> <p>④保育所…保育所保育指針</p>	<p>従</p>	<p>国の基準のとおりとする。</p>
<p>評価</p>	<p>○提供する特定教育・保育の質の評価を自ら行い，常にその改善を図らなければならない。</p> <p>○定期的に保護者等又は外部の者による評価を受けて，結果を公表し，常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	<p>参</p>	<p>国の基準のとおりとする。</p>
<p>支給認定保護者 に関する通知</p>	<p>○保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け，又は受けようとしたときは，遅滞なく，意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p>	<p>参</p>	<p>国の基準のとおりとする。</p>
<p>運営規程</p>	<p>○事業の運営についての重要事項を定める運営規程を策定しなければならない。</p> <p>○職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>○利用定員を超えて特定教育・保育を提供してはいけない。</p> <p>ただし，年度中の需要増大への対応その他やむを得ない事情がある場合は，その限りではない。</p> <p>○運営規程の概要，職員の勤務体制，利用者負担その他の重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>参</p>	<p>国の基準のとおりとする。</p>
<p>秘密保持，個人情報 保護</p>	<p>○職員及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>○職員であった者が正当な理由がなく，その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>従</p>	<p>国の基準のとおりとする。</p>
<p>利益供与等の 禁止</p>	<p>○小学校就学前子ども又はその家族を紹介する又は受けることの対償として，金品その他の財産上の利益を收受又は供与してはならない。</p>	<p>参</p>	<p>国の基準のとおりとする。</p>

<p>苦情解決等</p>	<p>○苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じなければならない。 ○苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ○特定教育・保育に関して市が行う報告又は市の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>参</p>	<p>国の基準のとおりとする。</p>
<p>事故発生の防止及び発生時の対応</p>	<p>○事故の発生（再発）を防止するための措置を講じなければならない。 ○事故発生時は速やかに保護者等に連絡し、必要な措置を講じ、記録しなければならない。 ○賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。</p>	<p>従</p>	<p>国の基準のとおりとする。</p>
<p>特別利用保育の基準</p>	<p>○保育所が 1 号認定子どもに特別利用保育（※1）を提供する場合は、都道府県が条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならない。</p>	<p>従</p>	<p>国の基準のとおりとする。</p>
<p>特別利用教育の基準</p>	<p>○幼稚園が 2 号認定子どもに特別利用教育（※2）を提供する場合は、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準を遵守しなければならない。</p>	<p>従</p>	<p>国の基準のとおりとする。</p>

(※1) 特別利用保育…保育所において 1 号認定子どもに対して提供される保育
(※2) 特別利用教育…幼稚園において 2 号認定子どもに対して提供される教育

【特定地域型保育事業の運営に関する基準案】

項目	国基準の内容	従・参	本市基準案
利用定員	○特定地域型保育事業の利用定員は以下のとおりとする。 ①家庭的保育事業…1～5人 ②小規模保育事業A型, B型…6～19人 ③小規模保育事業C型…6～10人 ④居宅訪問型保育事業…1人 ○上記定員は, 0歳と1～2歳に区分して利用定員を定める。	従	国の基準のとおりとする。
利用者への説明, 同意	○利用申込者に対し, 運営規程の概要, 連携施設の種類, 職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い, 特定地域型保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	従	国の基準のとおりとする。
応諾義務	○利用の申込みを受けたときは, 正当な理由がなければ, これを拒んではならない。	従	国の基準のとおりとする。
選考	○利用定員を上回る申込みがあった場合は, 保育の必要の程度, 家族等の状況を勘案し, 保育の必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。	従	国の基準のとおりとする。
	○自ら適切な地域型保育を提供することが困難な場合は, 連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。	参	国の基準のとおりとする。
あっせん, 調整, 要請への協力	○特定地域型保育事業の利用について市が行うあっせん, 調整, 要請に対し, できる限り協力しなければならない。	従	国の基準のとおりとする。
支給認定証の確認, 支給認定申請の援助	○特定地域型保育事業の利用開始に当たって, 保護者から支給認定証の確認(利用期間等)を行うものとする。 ○支給認定を受けていない保護者から利用申込みがあった場合には, 当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	参	国の基準のとおりとする。
小学校等との連携	○特定地域型保育事業の利用終了に際して, 小学校等に円滑に接続できるよう, 密接な連携に努めなければならない。	参	国の基準のとおりとする。
教育・保育の記録	○保育の提供日, 内容等を記録しなければならない。	参	国の基準のとおりとする。

連携施設の確保	<p>○特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者は除く）は、次の事項の協力を行う連携施設（認定こども園、幼稚園、保育所）を適切に確保しなければならない。</p> <p>①集団保育の体験 ②代替保育の提供 ③卒園後の受皿</p> <p>※ただし、事業所内保育事業所（利用定員が20人以上に限る）は、上記①②の事項に係る連携施設を確保する必要がない。</p> <p>○居宅訪問型保育事業者は、障がい、疾病等で集団保育が著しく困難である乳幼児を保育する場合は、連携する障害児入所支援施設等を適切に確保しなければならない。</p>	従	国の基準のとおりとする。
利用者負担額等の徴収	<p>○特定地域型保育事業者は保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。</p> <p>○特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる場合、利用者負担額に上乗せして徴収をすることができる。</p> <p>○上記のほか、次の費用を徴収することができる。</p> <p>①日用品、文房具等の購入 ②行事への参加 ③食事の提供 ④通園バス ⑤その他、保護者に負担させることが適当なもの</p>	従	国の基準のとおりとする。
地域型保育給付の通知	<p>○特定地域型保育事業者は地域型保育給付の支給を受けた場合は、保護者に対し当該保護者に係る地域型保育給付の額を通知しなければならない。</p>	参	国の基準のとおりとする。
取扱方針	<p>○特定地域型保育事業者は保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、乳幼児の心身の状況等に応じて、保育の提供を行わなければならない。</p>	従	国の基準のとおりとする。
評価	<p>○提供する特定地域型保育の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>○定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	参	国の基準のとおりとする。

不正行為の通知	○保護者が偽りその他の不正な行為によって地域型保育給付の支給を受け、又は受けようとした場合は意見を付してその旨を市に報告しなければならない。	参	国の基準のとおりとする。
運営規程等	○事業の運営についての重要事項を定める運営規程を策定しなければならない。 ○職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。 ○利用定員を超えて特定教育・保育を提供してはいけない。 ただし、年度中の需要増大への対応その他やむを得ない事情がある場合は、その限りではない。 ○運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を掲示しなければならない。	参	国の基準のとおりとする。
秘密保持、個人情報保護	○職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。	従	国の基準のとおりとする。
利益供与等の禁止	○小学校就学前子ども又はその家族を紹介する又は受けることの対償として、金品その他の財産上の利益を收受又は供与してはならない。	参	国の基準のとおりとする。
苦情解決等	○苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じなければならない。 ○苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ○特定地域型保育に関して市が行う報告又は市の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。	参	国の基準のとおりとする。
事故発生の防止及び事故発生時の対応	○事故の発生（再発）を防止するための措置を講じなければならない。 ○事故発生時は速やかに保護者等に連絡し、必要な措置を講じ、記録しなければならない。 ○賠償すべき事故が発生した場合は、	従	国の基準のとおりとする。

	速やかに損害賠償を行わなければならない。		
特別利用地域型 保育の基準	○特定地域型保育事業者が 1 号認定子どもに特別利用地域型保育（※3）を提供する場合は、市が条例で定める地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	従	
特定利用地域型 保育の基準	○特定地域型保育事業者が 2 号認定子どもに特定利用地域型保育（※4）を提供する場合は、市が条例で定める地域型保育事業の基準を遵守しなければならない。	従	

（※3）特別利用地域型保育…特定地域型保育事業において 1 号認定子どもに対して提供される保育

（※4）特定利用地域型保育…特定地域型保育事業において 2 号認定子どもに対して提供される保育

阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の概要について

1 条例制定の背景

平成27年4月から本格施行される新制度では、国の基準（厚生労働省令）を踏まえて、市町村が家庭的保育事業等（地域型保育事業）の設備及び運営について、条例で基準を定めることと規定されたことに伴い制定するものです。

2 条例で定める基準等

子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等は、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業で、その定員数や保育の実施場所等により、次の4類型に区分されます。

(1) 給付を受ける施設・事業の分類

事業	概要
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業。家庭的保育者の居宅その他様々なスペースで行う。 定員：5人以下
小規模保育事業	定員6人～19人までの小規模な保育施設で保育を実施する事業。 職員の配置基準等に応じて、以下の3類型にて実施。 ・小規模保育事業A型（定員6人以上19人以下） 保育担当：保育士 ・小規模保育事業B型（定員6人以上19人以下） 保育担当：保育士・保育従事者(保育士1/2以上) ・小規模保育事業C型（定員6人以上10人以下） 保育担当：家庭的保育者
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子の居宅等において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施する事業。
事業所内保育事業	企業等が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業。 地域において保育を必要とする子にも保育を提供する。 ※利用定員に応じ、国の定める基準（省令）と同様に地域枠を設ける。 ・保育所型事業所内保育事業（定員20人以上） ・小規模型事業所内保育事業（定員19人以下）

4. 条例に係る阿久根市の基本的な考え方

国の基準「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」と、それに対応する阿久根市の基準案の内容を説明しています。

なお、当市条例（案）については、おおむね国の基準どおりと考えています。

【家庭的保育事業】

項目	国基準の内容	従・参	本市基準案
設備の基準	○保育を行う専用の部屋 9.9 m ² 以上 ※3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき 3.3 m ² を加えた面積が必要 ○同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 ○2歳以上 1人 3.3 m ² 以上 ※付近の代替地可	従	国の基準のとおりとする。
保育時間	○1日につき原則8時間	参	国の基準のとおりとする。
職員及び職員数	○家庭的保育者 ※市長が行う研修等を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者 ○家庭的保育補助者 ※市長が行う研修等を修了した者 ○家庭的保育者 1人につき、乳幼児3人以下 ※家庭的保育補助者を置く場合は、5人以下 ○調理員 ※調理業務を全部委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。	従	国の基準のとおりとする。
保育時間	○1日につき原則8時間	参	国の基準のとおりとする。

【小規模保育事業 A型】

項目	国基準の内容	従・参	本市基準案
設備基準	○乳児室/ほふく室 1人 3.3 m ² 以上 (0~1歳) ○保育室/遊戯室 1人 1.98 m ² 以上 (2歳以上) ○屋外遊技場 2歳以上 1人 3.3 m ² 以上 ※付近の代替地可	参	国の基準のとおりとする。
職員	○保育士 0歳児3人につき1人 ○1~2歳児6人につき1人 ○3~4歳児20人につき1人 ○4歳以上 30人につき1人 上記職員数の合計に1人追加配置 ○調理員 ※調理業務委託の場合必要なし。	従	国の基準のとおりとする。

連携施設	○以下の事項の協力を行う連携施設の確保が必要 ①集団保育の体験 ②代替保育の提供 ③卒園後の受皿 ※経過措置あり	従	国の基準のとおりとする。
嘱託医	○嘱託医の設置	従	国の基準のとおりとする。

【小規模保育事業 B型】

項目	国基準の内容	従・参	本市基準案
職員	○保育士・保育従事者（保育士，市長が行う研修等を修了した者） ※保育士の割合 1/2	従	国の基準のとおりとする。

【小規模保育事業 C型】

項目	国基準の内容	従・参	本市基準案
職員	○家庭的保育者 ○家庭的保育補助者	従	国の基準のとおりとする。

【居宅訪問型保育事業】

項目	国基準の内容	従・参	本市基準案
事業内容	○障がい，疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ○特定教育・保育施設等の確認辞退等により，当該施設に在園できなくなった乳幼児に対する保育 ○利用調整の結果，希望する特定教育・保育施設等に入園できなかった乳幼児に対する保育 ○母子家庭等の保護者が，夜間・深夜勤務に従事する間の乳幼児に対する保育 ○離島等他の家庭的保育事業等の確保が困難である場合の保育	従	国の基準のとおりとする。 ただし，本市の地理的状況を鑑み，「離島その他」については，文言を削除する。
職員	○家庭的保育者	従	国の基準のとおりとする。
職員数	○家庭的保育者 1 人につき、乳幼児 1 人	従	国の基準のとおりとする。

【事業所内保育事業】

○保育所型事業所内保育事業（利用定員 20 人以上）

項目	国基準の内容		従・参	本市基準案
職員	○保育士		従	国の基準のとおりとする。
職員数	保育所の基準と同様		従	国の基準のとおりとする。
設備・面積	保育室等	0～1歳	参	国の基準のとおりとする。
	2歳以上	○保育室/遊戯室 1 人 1.98 m ² 以上		
	屋外遊戯場	○2 歳以上 1 人 3.3 m ² 以上 ※付近の代替地可		
給食	方法	○自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準のとおりとする。
	設備	○調理室 ※保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。		
	職員	○調理員 ※調理業務を全部委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
連携施設	○以下の事項の協力を行う連携施設の確保が必要 ①集団保育の体験 ②代替保育の提供 ③卒園後の受皿 ※ただし、①②については連携施設を確保しないことができる。 ※経過措置あり		従	国の基準のとおりとする。
嘱託医	○嘱託医の設置		従	国の基準のとおりとする。

○保育所型事業所内保育事業（利用定員 19 人以下）

項目	国基準の内容	従・参	本市基準案
職員	○保育士及び保育従事者 ※保育士は 1 / 2 以上	従	国の基準のとおりとする。
職員数	小規模保育 A 型の基準と同様	従	国の基準のとおりとする。

設備・面積	保育室等	0～1歳	○乳児室/ほふく室 保育室 1人 3.3㎡以上	従	国の基準のとおりとする。
		2歳以上	○保育室/遊戯室 1人 1.98㎡以上		
	屋外遊戯場	○2歳以上 1人 3.3㎡以上 ※付近の代替地可			
給食	方法	○自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。		従	国の基準のとおりとする。
	設備	○調理室 ※保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。			
	職員	○調理員 ※調理業務を全部委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。			
連携施設		○以下の事項の協力を行う連携施設の確保が必要 ①集団保育の体験 ②代替保育の提供 ③卒園後の受皿 ※経過措置あり		従	国の基準のとおりとする。
嘱託医		○嘱託医の設置		従	国の基準のとおりとする。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準についての阿久根市の考え方

○子ども・子育て支援関連3法の制定により児童福祉法が改正され、地域子ども・子育て支援事業の充実を図るため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営について、国が定める基準をふまえて市町村が条例で基準を定めることとされた。

○現状の放課後児童クラブは、平成19年10月19付、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『放課後児童クラブガイドライン』を基本に運営。

○市町村が放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準の条例を制定するにあたり、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い定める必要がある。

◆従うべき基準・・・条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるもの、異なる内容を定めることはできない事項

◆参酌すべき基準・・・市町村が国の基準を十分に参考にした結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる事項

項目	国基準	区分	阿久根市の考え方
非常災害対策	1 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めるものとする。 2 避難及び消火に対する訓練を定期的に行うものとする。	参酌	国基準を本市の基準とする。
職員の一般的要件	1 利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のあるものであって、できる限り児童福祉事業の倫理及び実際について訓練を受けた者とする。	参酌	国基準を本市の基準とする。
職員の知識及び技能の向上等	1 職員は常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めるものとする。 2 職員の資質向上のために研修の機会を確保するものとする。	参酌	//

設備の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画である「専用区画」を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えるものとする。 2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上とする。 3 専用区画及び設備、備品等は開所時間を通じて事業専用とするが、利用者に支障がない場合は、この限りではないものとする。 4 専用区画及び設備、備品等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。 	参酌	//
職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業所ごとに放課後児童支援員を置くものとする。 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員を補助する者）とすることができる。 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育士の資格を有する者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 高等学校や中等教育学校を卒業した者、大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定したもので2年以上児童福祉事業に従事したもの。 (4) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者。 (5) 大学において、社会福祉学、心理学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。 (6) 大学において、社会福祉学、心理学、教育 	従う （4 は参 酌）	//

	<p>学，社会学，芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより，大学院への入学が認められた者。</p> <p>(7) 大学院において，社会福祉学，心理学，教育学，社会学，芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者。</p> <p>(8) 外国の大学において，社会福祉学，心理学，教育学，社会学，芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者。</p> <p>(9) 高等学校卒業等であり，かつ，2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって市長が適当と認められた者。</p> <p>4 支援の単位は，同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるもので，1の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は，支援の単位ごとに専ら当該支援の提供にあたるものとする。ただし，利用者が20人未満の事業者で，放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所，施設等に従事している場合，他利用者に支障がない場合は，この限りではない。</p>		
利用者を平等に取り扱う原則	1 放課後児童健全育成事業者は，利用者の国籍，信条又は社会的身分によって，差別的取扱いをしてはならない。	参酌	//
虐待等の禁止	1 職員は，利用者に対し，虐待行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	参酌	//
衛生管理等	<p>1 利用者の使用する設備，食器等又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 事業所で感染症や食中毒が発生，まん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	参酌	//

	3 事業所に必要な医薬品その他医療品を備え、それらを適正に管理するものとする。		
運営規定	1 事業者は事業所ごとに、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する運営規定を定めるものとする。 (1) 事業の目的及び運営方針 (2) 職員の職種、員数及び職務の内容 (3) 開所している日数及び時間 (4) 支援の内容及び利用者の保護者が支払うべき額 (5) 利用定員 (6) 通常の事業の実施地域 (7) 事業の利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時における対処方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他事業の運営に関する重要事項	参酌	//
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	1 事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿を整備するものとする。	参酌	//
秘密保持等	1 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。	参酌	//
苦情への対応	1 事業者は、利用者又は保護者等からの苦情に迅速に対応するための窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。 2 事業者は、支援に対し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 3 事業者は、社会福祉法に規定する運営適正委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。	参酌	//
開所時間及	1 開所時間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ	参酌	開所時間については、本

び日数	<p>れに定める時間以上とし、保護者の労働時間、小学校の授業の終了時刻その他の状況等を考慮し事業所ごとに定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の授業の休業日 1日につき8時間 ・小学校の授業の休業日以外の日 1日につき.3時間 <p>2 開所日数は、1年につき250日以上とし、保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況を考慮し事業所ごとに定めるものとする。</p>		<p>市の実情が、国の基準と異なる内容であるため本市の実情に応じた基準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業日 11時間 ・休業日以外の日 5時間
保護者との連絡	<p>1 事業者は、常に保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明し、支援の内容等について保護者の理解と協力を得るよう努めるものとする。</p>	参酌	国の基準を本市の基準とする。
関係機関との連携	<p>1 事業者は、市、児童福祉施設、小学校等の関係機関と密に連携し利用者の支援にあたるものとする。</p>	参酌	//
事故発生時の対応	<p>1 事業者は事故が発生した場合、速やかに市、保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2 事業者は、支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	参酌	//